

平成21年3月15日

No.232

畜産会 経営情報

主な記事

- ① 環境保全対策のポイント
第6回 畜産環境対策の課題と今後の対応について 道宗 直昭
- ② セミナー経営技術
畜産経営における経営継承について③ 山崎 政行
- ③ 明日への息吹
北海道別海町の新酪農家の20年⑥(最終回) 本田 良一
- ④ 牛肉・豚肉、子牛市況

法人 中央畜産会

〒101-0021 東京都千代田区外神田2丁目16番2号
第2ディーアイシービル9階
TEL.03-6206-0846 FAX 03-5289-0890
URL <http://jlia.lin.go.jp/cali/manage/>
E-mail:jlia@jlia.jp

環境保全対策のポイント

第6回 畜産環境対策の課題と今後の対応について

道宗 直昭

はじめに

本誌 No.225 から5回にわたり、「畜産環境保全のポイント」と題して、わが国の畜産環境保全に最前線のかかわっている4人の畜産コンサルタント、研究者（畜産環境保全指導事例作成委員）から、経営的な観点、たい肥化、汚水処理などふん尿処理利用を含め、それぞれの立場から紹介、提案、検討等がなされました。貴重な意見が多く、改めて畜産環境保全の重要性が認識されたところです。

第1回（No.225）の塩原広之氏からは、畜産環境保全施設で発生している問題の中で、施設の設置後に飼養頭数を増加させた経営体のうち、処理施設の能力に余裕がないことを認識しながら増頭を実施しているところ

があるが「畜産環境保全施設の管理において最も重視すべきは、安定的な処理を可能とする経営環境を作ることであると認識し、経営規模に合った処理能力の整備を最優先にすべき」としており、どんなにすばらしい施設であっても処理能力を超えると経営が行き詰まることや、畜産環境保全指導支援のあり方についても予断を持たず、粘り強く、的確な情報提供をしながら支援することが必要であるとしています。

第2・3回（No.226、227）の本田善文氏からは、たい肥の品質について、副資材として戻したい肥を活用するケースでの留意点について述べられています。この場合、リン酸やカリウム等の無機塩類濃度が高くなることで多く、自給飼料生産で使う場合でも、低窒素高塩類たい肥の多量施用は土壌や作物に障

害を与えるだけでなく、そこで生産される飼料作物のカリ含量が高くなり飲水量の増加や乳熱等の疾病にもつながるので、土壌分析値に基づいて適正施用量を調整することが必要であるとしています。

第4回（No.228）の羽賀清典氏からは、戻したい肥を副資材として使う際に、戻したい肥の水分は低水分のものであればよいが、少なくとも50%以下とすべきとし、60%のものでは生ふんに対して4倍量以上の混合割合にしないと適正な水分のたい肥原料とはならず、たい肥舎の容積も膨大な大きさが必要となってしまうとしています。

また、自家使用せず外部の耕種農家へ出すときには、耕種農家のニーズに合ったたい肥づくりが必要で、たい肥の品質がよい、悪臭など環境汚染を引き起こさない、低コストである、運搬・散布の労力を低減することなどの条件が必要であるとしています。鈴木委員は、養豚におけるふん尿処理についてたい肥化、汚水の浄化処理、臭気対策について関連する法律に基づく処理方法について説明し、それぞれの対応策を具体的に提言しています。

最終回の今号では、このように提示された問題点、留意点を踏まえながら、もう少したい肥化と臭気対策について触れ、読者の参考にしていただきたいと思います。

たい肥化の促進

家畜ふんをたい肥化処理する利点について

は、すでに詳しく述べられてきましたが、たい肥化を促進させ良質たい肥を作ることについてもう少し触れたいと思います。

たい肥という概念は畜産農家にとってはかなり幅広くとらえられていますが、安全で取扱性がよく耕種農家にも喜んで使ってもらえるたい肥、機能性の豊富なたい肥を作ることがこれからは必要になるかと思っています。

そのためには腐熟の進んだ良質なたい肥を生産することがカギとなりますが、そのカギとは常にたい肥化の原点に帰ることであると考えます。たい肥化は、「家畜ふんを作物に施用する前にあらかじめ微生物の作用で生ふん中の作物に悪影響を与える物質（易分解性の有機物等）を分解・除去し、作物障害を起こさない安定なものにするとともに、地力を維持し作物生産を高めるような成分組成を持つようにする操作」であり、この物質の分解に寄与する微生物として、酸素が十分存在する状態で活躍する好気性微生物を利用しています。

たい肥化処理では、ふんの有機物が分解され、その際に発生する熱エネルギーにより材料の腐熟の促進および材料中の水分蒸発が行われます。

さらに発生した熱により材料温度が上昇して材料水分の蒸発が促進され、病原菌、寄生虫の卵、雑草の種子などの死滅や材料の乾燥が促進され、取り扱いやすい材料になるとともに、作物に悪影響を与える物質も分解し、悪臭もなく安全な有機質資源となり広く流通利用が可能となります。

ここで重要な点は、好気性の微生物が活動しやすい環境を作ることであり、そのためにはたい肥材料の通気性の確保と、適正な通気を行うことが必要となります。通気性の確保については副資材の混合や水分を 65% 程度にすることなどが述べられてきました。麦ワラなど空隙性^{こうげき}の確保しやすい副資材では 70% 以上の高水分でもたい肥化が可能ですが、たい肥化による有機物分解時の熱量に限りがあるため蒸発水分量には一定量の限界があり、高水分のたい肥材料ではたい肥化が終了した時点でも外見では水分が低下した感じがしないこともあります。

もう 1 つ重要な点は適正な通気を行うことであり、通気量としてはたい肥材料 1m³ 当たり 0.05 ～ 0.1m³ / 分程度の空気を送風機等で通気することが求められます。必要な通気量、静圧と送風機の性能曲線から適正な送風機を選定しないと効果的な通気が期待できないので、通気配管方法も含めて送風機メーカーとよく相談することが望まれます。通気配管の設計においては配管の曲がり部を少なくすること、配管径は大きくし配管内を流れる風速は 10m / 秒程度以下とすることなどを考慮しながら設計します。通気量が少なくなると、たい肥材料は好気分解だけでなく嫌気分解をも始めるため、温度は上がらず臭気も強くなります。

逆に多すぎると材料が冷えてしまうだけでなく電気代も高くなってしまいます。通常、たい肥材料のたい積高さは 1.5 ～ 2m 程度が望ましいのですが、2m を超えるとたい肥材



(写真 1) 通気型たい肥舎（通気しているためたい肥化が促進し湯気が出ている）



(写真 2) 通気型たい肥舎のローダーによる切り返し（たい肥化が促進している）

料の下部が乾燥したり冷え込みが大きくなり温度が上がらなくなることもあるので、適正な通気を確保するためにはたい肥材料のたい積高さは 2m 以下とすることが望まれます。

たい肥化施設の整備はほぼ行き渡ったといわれていますが、その多くは通気装置のないたい肥舎です。この施設で良質たい肥を作るには、通気装置を付加するかショベルローダー等による切り返しを 2 ～ 3 日に 1 回程度行うことが望ましいのですが、頻繁に切り返し作業を行うことは農家にとっては労力的にかなり難しいのが現状です。通気装置を付加し 7 ～ 10 日に 1 回程度の切り返しを行うように

したいものです。たい肥化の期間は、このような通気型たい肥舎（写真1、2）や攪拌装置を有するたい肥化装置では、約1ヵ月間で一次処理（易分解性の有機物を概ね分解できる）ができます。その後1～2ヵ月間たい肥舎に堆積して腐熟・安定化させて仕上げます。オガクズを副資材として利用する場合は腐熟期間を3～6ヵ月程度確保することが望まれます。これは分解の進んでいないオガクズが地中に入ったとき分解し始めて作物に障害を与えるからです。

臭気対策

(1) 臭気対策の考え方

畜産農家と一般住宅が混住化するなかでこれからの畜産環境問題となるのは臭気対策であると考えられます。臭気対策の難しさは、①臭気対策にはコストがかかるが、そのコストは生産には寄与しない、②畜産の臭気は複合臭であり、脱臭装置の選択も難しい、③臭気は人の嗅覚きゅうかくによるもので個人差があり、感情論になりやすく、もつれると思わぬところへ発展する。また、嗅覚による判断のため、臭気物質濃度で9割除去しても嗅覚としては半分程度にしか減った感じがしない、④発生した臭気は気象条件によっては周辺空気と混合せず塊となって数km先の住宅地まで移動し苦情の原因となることがある、などです。

臭気対策で重要なことは、まずは苦情を出さないようにすることです。苦情は感情論に

なりやすく、0か1かの対応が求められることが多く、その対策には膨大な費用と精神的な負担がつきまといます。最初に苦情が出たときに、どのようなことが苦情の原因になったのか、臭気の発生源はどこかを特定しその発生源からできるだけ臭気を出さないようにすることが必要です。発生源の特定は当事者では難しい場合もあり、分からなければ苦情を言ってきた人に確認してもらうことも1つの方法です。

苦情が発生したときなぜ苦情が発生したのかを考え、その原因がどこにあるかを把握するとともに、どのように対策すればよいかを素早く考えて対応することが大事で、決して放っておかないことです。対応が遅れると技術的な問題より感情的な問題として発展することが多く、感情論は技術論を無視してしまうことになるからです。

最も簡単な臭気対策は発生源周辺の清掃であり、清掃によって臭気発生をかなり抑制することができますので、費用をかけずに取り組むには時間をかけて清掃することが第一です。生産効率を優先しながらも、どれだけ清掃などの管理に手をかける時間が取れるかがポイントとなります。

発生源が明確であり、どうしても臭気対策が必要となったときにはじめて脱臭装置の導入を考えなければならのですが、脱臭装置を設置したからといって生産性に寄与できるわけではないので、できる限り安価で、特に運転コストが安価で性能の良い脱臭装置が必要となります。

(表) 畜産にかかわる規制悪臭物質と臭気強度別濃度

(敷地境界線における臭気の規制)

悪臭物質	物質濃度 (ppm)			におい
	臭気強度	2.5	3	3.5
(1) アンモニア		1	2	5
(2) メチルメルカプタン		0.002	0.004	0.01
(3) 硫化水素		0.02	0.06	0.2
(4) 硫化メチル		0.01	0.05	0.2
(5) 二硫化メチル		0.009	0.03	0.1
(6) トリメチルアミン		0.005	0.02	0.07
(7) プロピオン酸		0.03	0.07	0.2
(8) ノルマル酪酸		0.001	0.002	0.006
(9) ノルマル吉草酸		0.0009	0.002	0.004
(10) イソ吉草酸		0.001	0.004	0.01

除ふん作業を行いふん尿を畜舎外に搬出していますが、除ふんや清掃管理が悪いと畜舎に残されたふん尿から嫌気性の臭気が発生しやすくなります。私たち

(2) 臭気物質の特徴

悪臭防止法で規制対象となっている 22 の悪臭物質のうち、畜産に関係の深い物質は、アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル、トリメチルアミン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸の 10 物質です (表)。

このほかインドール、スカトールをはじめ低級脂肪酸類やアミン類の臭気も発生します。たい肥化が適正に行われているときにはアンモニアを主体とする臭気が発生します。逆に水分が高く有機物中に酸素が入らない、あるいは酸素が消費されている状態になっているときは嫌気性微生物によって嫌気分解され、主にイオウ化合物や低級脂肪酸の臭気が発生します。たい肥化の過程で酸素不足が生じた場合、たとえば切り返し回数が少なかったり、たい肥材料の水分が高く通気性が低下し嫌気状態となったりしているときにはアンモニアではなく、硫化水素あるいは低級脂肪酸などが多く発生します。

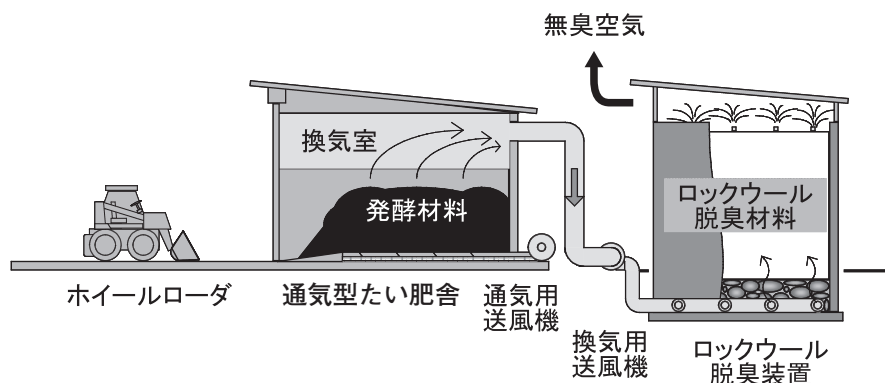
また、畜舎内では、毎日、除ふん装置等で

の生活の中では、比較的アンモニア臭は身近で慣れやすい臭気ですが、硫化水素などイオウ化合物や低級脂肪酸の臭気は、生活環境の周辺には少なく低濃度であっても不快臭として感じてしまう特徴があります。表の臭気強度別濃度を比較しても、イオウ化合物や低級脂肪酸はわずかな濃度でも強い臭気と感ずるのです。

(3) 臭気の原因と脱臭対策

畜産施設における臭気の原因は、大きく畜舎内とたい肥化や乾燥処理施設などのふん尿処理施設に分けられます。畜舎内で発生する臭気は、濃度は低いのですが臭気の防止対策を行うには大風量の臭気を含んだ空気を対象にしなければなりません。すなわち低濃度・大風量型の臭気を扱うことになります。畜産農家の大規模化、専門化と農村部の都市化への進行などによって臭気に対して畜産農家を取り巻く周辺が敏感になりつつあり、次第にこのタイプの臭気問題が増えてきています。

一方、たい肥化施設などのふん尿処理施設から発生する臭気は、逆に臭気濃度は高いも



(図) 通気型たい肥舎の換気方法と生物脱臭法のロックウール脱臭装置 (生研センター)

の、畜舎換気のような大風量ではなく、比較的少量の風量を扱うことになります。現状ではまずこの臭気が環境上問題となっているところが多いのです。

脱臭対策においては、まず発生源から臭気を外部へ漏らさないように密閉、あるいは^{ふく}蓋して臭気を捕集することから始まります。脱臭装置には運転コストの最も安価な脱臭法として微生物を利用した生物脱臭法(図)があります。生物脱臭法以外の主な脱臭法には、燃焼法、薬液処理法、吸着法などがあり、これらの方法はいずれも臭気濃度が高くても対応でき、臭気の温度に影響を受けず、設置面積も小さいので一般に多くの脱臭施設で採用される優れた脱臭方法です。しかし、化石燃料、薬液、吸着剤の交換などを必要とするため運転コストが高くなり、畜産のような現場では採用しにくいのが実情です。

生物脱臭法は、設置した生物脱臭装置の脱臭能力以上の臭気を送風しなければ、すなわち脱臭能力に見合った臭気を脱臭装置に送れば、臭気に含まれる悪臭物質を微生物が分解しますので、化石燃料、薬液、吸着剤の追

加、交換の必要もなく長期間にわたって脱臭能力を維持できます。

留意点としては、微生物を利用するため、臭気の温度は10～50℃程度に維持することが必要で、10℃以下になると微生物の活動が

鈍くなり脱臭能力は低下し、逆にあまりに高温になると死滅してしまう恐れがあります。また、燃焼法などに比べ広い設置面積が必要で、脱臭装置を設置する場所が小さいところでは工夫が必要です。

おわりに

臭気対策においては畜産農家と一般住宅の混住化により畜舎から発生する臭気が問題となりつつあります。清掃だけでは対応しきれず脱臭装置などが必要というところも増えてきております。低濃度・大風量型の脱臭装置も開発されつつありますが、技術面からはさらなる低コスト化を図った脱臭技術の開発が必要です。

また、経営面からは環境対策への管理時間を確実に確保できるような経営指導も今後、不可欠と考えられます。

(筆者：(独)農業・食品産業技術総合研究機構
生物系特定産業技術研究支援センター
畜産工学研究部部長)

セミナー

経営技術

畜産経営における経営継承について③

山崎 政行

第1回目（No.230）は家族経営について、第2回目（No.231）は後継者がいない場合の第三者継承について、「経営継承対策は長い期間をかけて行うもの」という立場から説明してきました。最終回は、経営継承の面からみた相続に関する施策の改善点や第三者継承に関する助成制度など、制度面に関する情報提供を行います。

生前贈与と相続

最近の施策の動向を情報提供する前に、経営継承に関する税として、贈与税と相続税の内容を確認しておきましょう。税制については、社会情勢の変化によって制度が変更されることも多いので、本書による情報を実際の経営継承時に活用する場合などは、必ず税理士等の専門家にその時点の正確な情報を確認してください。

無償譲渡と贈与税

畜産経営を後継者に継承するときに課題となる税制の一つが贈与税です。資産が経営者から後継者に無償で贈与されるときにかかります。基礎控除額は110万円で、これ以下の資産の贈与については問題ありませんが、畜産経営は、家畜も含めて評価の高い資産が多いので、注意が必要です。

贈与税は、「課税財産価額」によって税率、控除額が変わります。これらを整理したもの

が表1です。税率は、10%から50%まで、財産が多くなると納税額も増える累進課税が基本です。第1回目に説明したように、税率一律20%、特別控除額2500万という「相続時精算課税制度」というものもあり、これを利用している畜産経営もあります（「畜産会経営情報 No230（2009年1月15日号）」3ページ参照）。

具体的な税額は、次の式で算出されます。

$$\begin{aligned} \text{課税財産評価額} &= \text{贈与財産価額} - \text{基礎控除額} \\ \text{贈与税額} &= \text{課税財産評価額} \times \text{税率} - \text{控除額} \end{aligned}$$

(表1) 贈与税の税率等

課税財産価額	税率	控除額
200万円以下	10%	—
200万円超～ 300万円	15%	10万円
300万円超～ 400万円	20%	25万円
400万円超～ 600万円	30%	65万円
600万円超～ 1,000万円	40%	125万円
1,000万円超	50%	225万円

(平成20年2月現在)

相続財産と相続税

経営者に万が一のことがあったとき、経営者名義の資産が多いと相続税を支払う必要が

あります。基礎控除額が「5000万円＋1000万円×法定相続人数」と多額なため、一般的には支払う局面は少ないのですが、昭和の時代に設立した有限会社の出資持分が会社の成長とともに思いのほか多額になっていることがある場合では、支払う必要が出てきたりします。財産には、目に見える資産のほかに、このようなものもあることに注意しましょう。

相続税を算出するには、まず、相続財産価額から基礎控除額を差し引きます。この額を課税遺産総額といいます。これに法定相続率をかけて各人の仮取得額を算出します。これに税率をかけて控除額を引くと各相続人の税額が算出されます。基本的に、各法定相続人が、財産を取得する比率に応じて支払います。法定相続人の取得価額と税率、控除額を整理したものが表2です。

具体的には、次の式で算出されます。

課税遺産総額＝相続財産価額－基礎控除額	
相続税の総額＝（各相続人の法定相続率による取得価額×税率－控除額）各人毎の合計	
各相続人の税額＝相続税の総額×各相続人の財産の取得の比率	

(表2) 相続税の税率等

各法定相続人の取得価額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—
1,000万円超～3,000万円	15%	50万円
3,000万円超～5,000万円	20%	200万円
5,000万円超～1億円	30%	700万円
1億円超～3億円	40%	1,700万円
3億円超	50%	4,700万円

(平成20年2月現在)

※相続税の総額は法定相続率を元に算出し、実際の各相続人の納税は財産を取得した比率に応じて行います。

「経営承継円滑化法」と相続

相続税の優遇措置

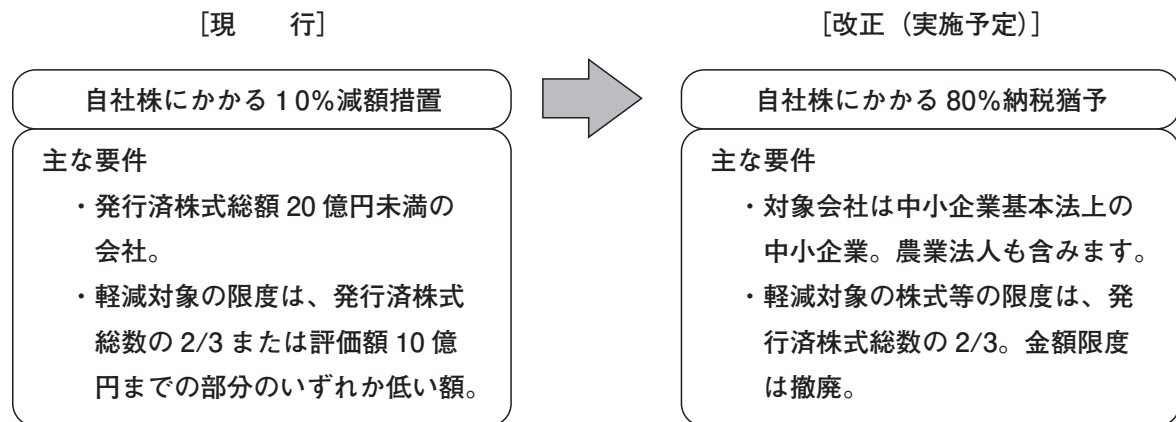
平成20年10月1日以降の相続について、相続税の優遇措置が実現する見込みです。「経営承継円滑化法（「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」）案が今国会に提出されており、成立すれば平成20年10月1日に遡って施行される予定です（平成21年2月末日現在の状況）。

この法律に基づいて、主に経営継承に関する相続税の軽減と相続に関する民法の特例措置が実施される予定です。このうち相続税については、その負担問題が中小企業の事業承継の障害になっているとの判断から、自社株の相続税の軽減措置を、現在の「10%軽減から80%の納税猶予」に、思い切って優遇措置を拡充しようというものです。

畜産経営を含めた中小企業において、後継者から相続によって株式等を経営者が取得する場合、課税評価額の80%に対応する相続税の納税を猶予するというものです。猶予対象の株式等を死亡時まで保有すると税が免除されます。図1の通り、軽減対象の限度などの面も改善されており、使いやすくなっているようです。ただし、後継者は同族内で筆頭株主となること、5年間以上代表者を続け、雇用を8割以上維持すること、などの要件も付く予定です。

東北のある肉用牛経営者は、平成20年夏の時点で既にこの情報を入手していて、「こ

(図 1) 自社株にかかる相続税の扱い



れくらいの相続税の負担であればやむを得ないかと思う」と、軽減後の相続税負担に理解を示していました。地方の畜産インテグレーターなどを中心に、活用できる制度として広がっていくものと思われます。

民法の特例措置

経営承継円滑化法では、民法の特例措置も実施する予定です。民法の相続に関する規定では、遺言などによって相続財産が他の相続人にいってしまい大きく減ってしまった場合、「遺留分」として法定相続の2分の1（相続人が直系尊属の場合は3分の1）までの確保を最低限保証しています。もし、この権利が侵害されていると判断したら、相続人は「遺留分減殺請求」を行うことができます。この請求は、認められるケースが多いようです。

畜産経営に限らず、後継者が家業の事業用資産や権利を相続する場合は、法定相続率を上回って相続するのが一般的だと思います。相続する財産が多い分、相続税を支払う場合は負担も多くなりますが、後継者にとっては、相続税の多い少いもさることながら、

必要な資産や権利を継承できるか否かが大きな問題です。肉牛をお金に換えて相続分を現金で欲しいとか、出資持分の一部を相続して経営に参画させてほしい、といったようなことを要求されると、後継者の経営計画は狂ってしまうでしょう。

畜産の世界では、このようなことはあまり聞きませんが、価値観がどんどん多様化していく中で、将来どのような問題が出てくるか計り知れません。早い段階からの対策が必要です。

経営承継円滑化法は、相続人の合意を前提に、生前贈与株式を遺留分の対象から除外しています。言い換えれば、後継者への全株譲渡を民法の特例として認め、後継者への経営継承が安定的に行われるように支援するものになっています。

「日本版ファームオン事業」と第三者継承

「日本版ファームオン事業」の概要

畜産経営は、農業の中でも比較的后継者が確保されている方だと思いますが、土地利用型農業は後継者不足が大変深刻です。農林水産省では、このような状況を踏まえて、第三者継承の促進のため、平成20年度から「日本版ファームオン事業」という助成制度をスタートさせています(図2)。この事業は「農業経営継承事業」とも呼ばれており、後継者のいない農業経営を、資産を散逸させることなく第三者の継承者に譲り渡していくことを支援するものです。経営を第三者に譲ってもよいという経営者(移譲者)と譲り受けを希望する者(継承者)をマッチングし、移譲者の下で行われる研修等の費用を最長1年間、毎月9万円助成する制度です。

全国農業会議所の新規就農相談センターが中心になり、都道府県に設置されている新規就農相談センターを核にした取り組みが行われています。本事業を活用した養豚経営の第三者への経営継承の取組事例が、九州で報告されています。同じ九州では、果樹農家の子弟が短大で農業経営を学んだ後、他県の先進的な果樹経営を継承すべく研修を受けている事例も報告されています。第三者継承というと「新規就農者」をイメージしがちですが、農家の子弟なども本事業を活用することができます。畜産経営では、酪農ヘルパーから地域の担い手として経営を継承していくケースも出てくるものと思われます。

本事業の流れを整理したものが図2です。本事業の内容は、主に「移譲希望者と継承希望者のマッチング」、「移譲者が行う研修等へ

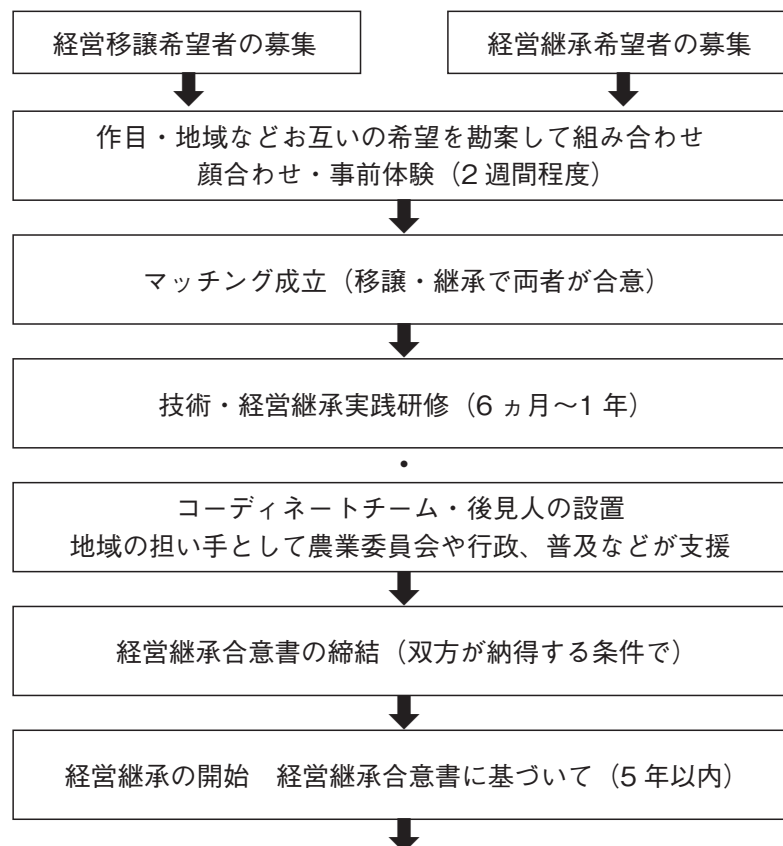
の助成」、「関係者によるコーディネート組織のフォロー」の3つです。前回、事例として説明したSファームのように、既に普及組織が活発に第三者継承を進めている地域もあります。本事業も、例えば、マッチングのためのお見合いの期間を2週間よりも長くするとか、研修に対する助成期間は1年以内ですが研修そのものの期間は1年を超えてもよいようにするなど、地域の実態に応じて運用がなされていくようです。

これまでの政策は、経営を譲る移譲者への支援よりも、継承者としての新規就農者に対する施策が手厚かった傾向があったのではないのでしょうか。継承者を育成、指導する篤農家に甘えて、彼らに対する支援が薄かったように思えます。本事業は、この様な篤農家のうち経営を第三者に譲る地域の担い手を助成の対象にしているところが画期的です。これらの担い手は、「助成措置は不要」と言うかもしれません。実際に、このような助成措置を受けずに第三者への経営継承を果たしている事例は全国で生まれています(「第三者への農業経営継承事例集」(全国農業会議所・新規就農相談センター))。しかし、このように国の助成事業として取り上げ、難しいマッチングやフォローと一体化して事業として取り組む意義は大きいものと思われます。

制度の啓蒙、普及

本事業は、20年度からの取り組みということもあって、まだあまり一般的には知られていないようです。一方で、事務局や重点取組県の関係者の努力によって一定の実績が上

(図 2) 日本版ファームオン事業の流れ



がってきています。制度の啓蒙、普及には、農業関係者の理解が不可欠ということで、マニュアル本（「第三者への農業経営継承事例集」（全国農業会議所・新規就農相談センター）の作成や第三者継承に関するシンポジウムが開催（平成21年1月16日熊本市、同3月13日東京）されています。今後、情報提供が積極的に行われ、本事業が広く全国で活用される事が期待されます。

何度か触れましたが、経営継承について相談を受けるといときは、比較的「後手」に回っていて「遅い」と感じる事が多くあります。遅いと選択肢も少なくならざるをえません。これからの畜産経営の担い手を支援す

る立場にある関係者の皆さんには、意欲的にこのような情報を入手して、普段から畜産経営に対して経営継承に関する情報を提供してもらいたいと思います。そして、畜産経営の皆さんには、「経営継承の判断を行うのは経営者自身であり関係機関の人間ではない」という基本を十分に認識していただき、早い段階から対策を考えていただきたいと願っています。

（筆者：農林水産長期金融協会 前調査部長）

明日への息吹

北海道別海町の新酪仲間の20年⑥（最終回）

— 経営再建を果たした酪農経営に学ぶ —

本田 良一

試練の時代に

*若いカップル

スポットライトが当たり若いカップルが登場すると、会場の招待客ら約260人から祝福の拍手と歓声が沸き上がった。

昨年6月上旬、北海道東部（道東）の別海町の隣町、中標津町^{なかしべつ}内のホテルで、別海町奥行の酪農家斎藤主夫さん^{ゆきお}（45）の長男翔さん^{しょう}（24）と、あかねさん（23）の結婚祝賀会が開かれた。あかねさんは同じ道東にある白糠町の酪農家の生まれ。2人は十勝管内本別町の道立農業大学校で出会った。

来賓あいさつに立った別海農協組合長の原井松純さん（59）は「奥行は仲間意識が強い地域。仲間思いのお父さんのような酪農家になってほしい」と祝辞を贈った。

会場には主夫さんのグループが顔をそろえた。媒酌人は水沼隆司さん（54）、賀代子さん（54）夫妻、発起人代表は豊田二郎さん（45）。「兄貴分」の塩田浩典さん（47）の跡継ぎ、長男裕介さん（24）も発起人に名前を連ねた。もちろん塩田さん、グループリーダーの相和宏さん（66）も丸テーブルに着いた。

翔さんは、私が22年前に出会った主夫さんと同じ年。水沼さんも、相和さんともつい最近、娘夫婦ら後継者に経営を任せた。

離農寸前から立ち直った斎藤さんは人生の節目となる晴れの日を迎えたが、この喜びも経営再建がなければなかっただろう。

*経営再建の3条件

なぜ、斎藤さんは経営を立て直すことができたのか。相和さんは農協理事として3年間、経営が厳しい農家を指導した経験がある。そこから導き出された経営再建の鍵は次のようなことだ。

第1に経営内容を奥さん、子どもにもオープンにして「みんなで力を合わせて頑張ろう」と団結すること。斎藤さんのケースに当てはめると、相和さんは「知恵ちゃんが組勘（組合員勘定）をみて、夫婦で一生懸命になったのが最大の原動力だった」と斎藤さんの妻、千恵子さん（45）の頑張りを第一に挙げる。

第2に経営を悪化させた父親が、経営から一切手を引くこと。一般の企業と同じく前経営者は引退する。

第3に後継者がきちんと現実を受け止め、やる気になること。もちろん、パートナーで

ある奥さんの全面的な協力が欠かせない。

相和さんは「この3条件がそろっていれば経営再建はできる」と断言するが、「3つともそろっていないところがほとんど」ともいう。相和さんによると、多くの場合、父親はずるずると経営に手を出し、息子はやる気があるのか、ないのか分からない。奥さんは「私とは関係ない」「こんな経営が悪いところに嫁いできたのが不幸だった」といい、父親や夫を責める。そして農政や農協の指導にも批判が向かうという。

*残った土台

とはいえ、農協の指導が経営を左右することもある。1985年4月、農協の特別指導を受ける[㊤]農家に指定された当初、斎藤さんを担当した農協職員は経費を切り詰めることばかり求めた。エサ代も、そのほかの資材も経費を抑える。それでは生産を伸ばすことはできない。返済額が変わらなければ、逆に生産額を上げる必要があるが、そうはならなかった。斎藤さんは「経費を抑えて、利益を出すことは紙の上では簡単にできる。だが、実際に仕事をしていけば、予想していなかったカネがどんどん出て行く。担当職員が代わり、協力的な職員がずっと付いていてくれたから、経営は再建できた」と話す。

経営を立て直した斎藤さんのケースは、相和さんが指摘した先の3条件がそろっていた。しかし、これだけでは再建は難しかっただろう。やはり力になったのは、勉強会仲間の存在だ。相和さんは「地域ぐるみで応援

し、地域ぐるみで励まし、コストを下げるため地域ぐるみで活動した。こうした背景が支えになったことは確か。常識では（斎藤さんの）経営継続は不可能な状況だったが、それができたのは周囲にこうした活動があったから」と語る。

会社も人生も、浮き沈みがある。そのとき、周囲が落ちこぼれそうになる仲間を支え、その仲間の頑張りに周囲が逆に励まされる。奥行グループは、そんな今の地域社会がなくなった関係を築いてきた。

93年3月下旬に自宅が全焼した時、残った基礎を使って斎藤さんは自宅を再建した。この「地域ぐるみ」とは、いわばこの土台のようなものだろう。住宅は焼けても土台は残る。土台が残っていたからこそ、その上に再び住宅を建てることができた。

斎藤さんだけではない。水沼さんも「ぼくらだって、このグループがあったからこそ、今がある」と語る。

*数字だけじゃない

連載の4回目（本誌No.230）に書いたが、相和さんによると、本来ならば経営内容が悪い斎藤さんは、低利の大家畜資金を借りることは難しかった。ところが、その資金を得たことで経営再建の軌道に乗ることができた。

相和さんが指摘した経営再建の3条件には数字が入っていない。本人のやる気と家族の団結、土台となる地域の支え。斎藤さんの事例は、こうした環境がうまくかみ合えば経営再建は不可能ではない、と証明したともいえ

る。周囲の人々が数字だけで判断しなかったことで、斎藤さんは営農を続け、経営を再建することができたわけだ。

経営建て直しに必要なことは第1に本人、家族の頑張り。地域や農協は、その頑張りを支える土台をつくることができるか。

飼料高の中で、北海道では配合飼料を抑え、自給飼料を最大限に利用する放牧酪農が注目を集めている。こうしてエサや資材の購入を控え、コストを下げることは、結果として農協の売り上げ減少を招く。農協はそれを考慮に入れて、経営計画を構築しているのだろうか。

これまでみてきた通り、コストを削減するため、相和さんたちは円高差益が還元されない流通機構に「並行輸入」で立ち向かい、メーカーから安い「単肥肥料^{たんび}」を購入し、肥料代を節約した。こうしたコスト削減への取り組みは、そのまま農協系統組織のあり方への批判ともいえる。なぜ、農協はそうした取り組みを率先してできなかったのか、それともしなかったのか。酪農を取り巻く環境が厳しい今、農協の役割と存在意義も根底から問われている。

*「変化きつとある」

23年前、相和さんらの勉強会が発足したのは、ちょうど世代交代のころだった。今再び、若い世代が経営を担う時期を迎えている。斎藤さんの経営再建を支え、一緒に成長してきたグループの結束は、どう受け継がれていくのか。

水沼さんは「この団結が崩れると、基盤が崩れる。子どもたちも同じくやってほしい」と願う。しかし斎藤さんは「世代が変わると、変わるだろう。置かれた環境が違う。同じようにやっていけるとは思わない」といい、豊田さんも「次の世代は世代で、本人の性格もあり、お互いの経営環境も微妙に違ったりして、変化はきっとあるだろう」と語る。

相和さんも「どうなるか分からない」というが、「斎藤君の経営再建の画期的なドラマの背景に、地域ぐるみの活動があったことは確かだ」と団結の力も強調する。

彼らの後継者たちは、団結力と相互信頼の源泉である、苦しい借金の中をともに乗り切ってきたという共通体験がない。しかし、それだからといって結束力が弱まる、とはいえない。それは次世代を担う後継者の経営理念や努力次第だろう。

*展望を切り開く

私は22年前、北海道新聞の根室地方版に掲載した連載記事「新酪農村12年目の現実」の最終回で、相和さんたちの活動などを紹介した上で「低乳価、生産調整、多額の負債、さらに脱脂粉乳の輸入自由化といった難関を乗り越えて、生き残りの道を模索している酪農家たちが確かに増えている。しかし、こうした試みによって、将来に明るい展望が開けるのかどうか、彼ら自身も分からない」と書いた。

その後の歩みをたどると、彼らは自助努力

と団結力によって、見えない展望を切り開いてきた。相和さんは、この20年余りを振り返って、こう語る。「酪農そのものに夢がないんじゃない。努力すれば報われる、だから努力しようや、と口ぐせのようにいいながらやってきた。われわれはここで仲間をつかって、知恵を出し、力を合わせて多額の負債を返していこうとしてきた。乳価は下がっても、経費が上がっても、まだまだ酪農は将来性のある産業だと思う」。

今再び、酪農は試練の時代を迎えている。展望は見えない。しかし、必ず活路はある。いや、そう信じるところから始めないと活路は開けないのだろう。別海町奥行グループも、最初から展望が見えていたわけではなかった。試練は必ず乗り越えられる。そう信じていくしかない。

エピローグ

* 結束は健在

昨年7月上旬、私は斎藤さんの牧場を同僚のカメラマンと一緒に訪ねた。撮影を終えると、この日、斎藤さんと長男の翔さんは塩田さんの牧場へ向かった。1番草の刈り取りの手伝いだ。

塩田さんは足をけがして、刈り入れ作業に支障がでていた。この時期はどこも、自分の牧場の刈り入れ作業で手一杯なのだが、困ったときはお互いさま。グループの結束は健在だ。

水沼さんは5年前から牧場経営にタッチセ



【写真説明】作業の打ち合わせをする斎藤主夫さん（左）と、長男翔さん。若い世代が次の時代の酪農を担う
(写真提供：北海道新聞社)

ず、かつて運送会社と一緒に立ち上げたコントラクター事業に専念している。代わって経営を任されているのは長女まゆみさん（27）とその婿圭介さん（31）。東京で出会った2人は7年前に結婚し、水沼牧場の後継者になった。圭介さんは、東京都内の武蔵工業大学を卒業した。機械関係は詳しいが、酪農は初めて。しかし、水沼さんは「自分の子どもは育てられない」と圭介さんに酪農経営の手ほどきをしない。圭介さんの師匠は隣の斎藤さんだ。

かつて水沼さんは年間1200t近くの生乳を生産し、根室地方でもトップクラスを走っていた。「斎藤さんがだんだん良くなってくれた。その斎藤さんが今度はボクの子どもらに教えてくれて、それで育っていく。だから周りが良くなければ、（自分の経営も）いい方向にならないんです」。水沼さんはしみじみと語る。

* 地域リーダーに成長

水沼さんの言葉を聞いて、私は22年前に

聞いた元酪農家の由利房二さん（78）の言葉を思い出した。なぜ、斎藤さんの再建を応援しなければならないのか。連載の4回目でも紹介したが、由利さんは3つの理由を挙げた。第1に親孝行の青年を見捨ててはいけない。第2に経営がかなり悪い斎藤さんが再建できれば、同じく負債に苦しんでいる農家を励ますことができる。そして、第3の理由として、斎藤さんが再起すれば地域の優秀なリーダーになるだろう、と。

斎藤さんは別海農協組合長の原井純松さん（59）も「別海酪農を支える優良農家の1人」と太鼓判を押す人材に育った。由利さんの見立ては正しかった。

団塊の世代が引退する時期を迎え、今、別海農協では毎年15人くらいの後継者が牧場へ戻ってくる。こうした後継者や新規就農者を対象に同農協は2005年から、農業改良普及センターの職員などが講師になって、2年間のカリキュラムを組み、研修会を開催している。

後継者に営農技術やさまざまなノウハウをうまく伝えることは、個々の農家だけでなく地域としても大きな課題だ。原井さんは「理論的に覚えている、応用力がないと現場で実践できない。それには仲間作りをしながら、経営の情報交換ができるシステムをつくらないとなかなか難しい。（斎藤さんや相和さんがいる）奥行みたいに分ちあいの地域で互いの経営情報を交換しながらやってきたところが、生き残ることができる」と語る。

*問われるリーダーの理念

経営再建に大きな力となった低利の大家畜資金。当時、奥行地区の24戸のうち9戸が利用した。残る15戸は経営内容が良く、利用する必要はなかった。それから20年余り。資金を借りた9戸のうち離農したのは1戸だが、借りなかった15戸のうち5戸が離農した。5戸のうち離婚して経営を続けられなくなったのが4戸、1戸は後継者問題だった。家族の問題を克服することが、経営問題を解決するよりも難しい、ということだろうか。

経営では確かに数字は重要だが、数字だけでは判断できないことがある。連載の4回目で紹介したが、由利さんが指摘した「勘定」と「感情」のバランスだ。ひとついえることは「感情」を優先して失敗することもあるだろうが、それが成功すれば後から「勘定」も追いかけてくる。つまり数字も付いてくるとのことだ。

数字が示す現状と目指す将来像の間には大きな溝、ギャップがある。それを乗り越えようと、地域の酪農は強くなるが、乗り越えられず失敗すれば、現実問題として地域の負担となって返って来る。現実と目指す理想をつなぐ橋、それはリーダーの理念しかない。そして、そのリーダーの理念は地域の人々の考え、連帯感に支えられる。

*芽吹きの中へ

勉強会のリーダー相和さんも水沼さんと同じく後継者に経営を任せましたが、まだ、チャレンジを続けている。ひとつはふん尿からメタ

ンガスを取り出し、それを利用するバイオガス発電。もうひとつはTMRセンターの立ち上げだ。同センターは牛の飼料の生産から供給まで一手に引き受ける、いわば「牛の給食センター」。数戸から数十戸の酪農家が参加し、その農家が提供する農地で牧草やデントコーンを栽培して収穫し、配合飼料と混ぜて各農家へ届ける。

北海道内でも各地で設立が相次いでいるが、相和さんの構想は飼料をセンターで集中生産するのではなく、細断型のロールベアやミキサー車などを各農家の庭先に移動させ、そこで配合飼料、ビートパルプなどを含むサイレージを作る。大規模な投資が不要となるほか、各農家で貯蔵するので輸送の手間もかからない。農家は飼料づくりには参加せず、雇用者2～3人が作業を行う。試算では1ロール（750kg）当たりビニール代、ネット代が1000円、機械償却費、人件費などが500円の計1500円。1kg当たり2円で生産可能と見込まれている。

各農家の庭先で作るので「給食センター」というより、「出張シェフ」というところか。

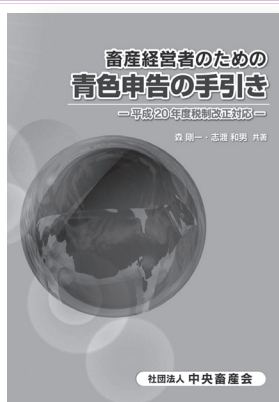
この構想を前提に水沼さんは08年、農地を借りるなどして60haでデントコーンを栽培した。これにより飼料自給率は10%アップする見込みだ。

TMRセンターへは斎藤さん、水沼さんら勉強会のメンバー6人のうち4人とその後継者、そして奥行地区の2人の計6戸が参加を予定している。この構想には輸入飼料高騰への対抗、経営が厳しい農家の支援のほか、奥行地域の団結力や助け合いの精神を若い世代へ受け継いでいくなどの狙いもある。試算通りのコストで生産可能かどうかなど、さまざまな課題はあるが、相和さんはぜひ、実現したいと思っている。

道東はまだ、街も山も牧草地も雪の中にある。ときには猛吹雪が視界をさえぎり、白い大地の底からも雪煙が舞い上がる。それでも晴れの日、大地に注ぐ日差しは少し柔らかくなったような気もする。緑の牧草が再び芽吹く春はゆっくりと、確実に近づいている。

（おわり）

（筆者：北海道新聞編集委員）



●参考図書●

平成20年度税制改正対応

畜産経営者のための青色申告の手引き

畜産経営の発展を図るためには、記帳に基づく経営管理の一層の改善および合理化が求められます。本書は、好評を博した平成15年版、平成18年版の改訂版で、奨励金・補てん金制度や減価償却方法の税制改正などに対応しています。畜産経営者・経営指導者必携の一冊です。

◎お問い合わせは——（社）中央畜産会 事業第一統括部（情報業務）

〒101-0021 東京都千代田区外神田2-16-2（第2ディーアイシービル）
TEL 03-6206-0846 FAX 03-5289-0890
E-mail book@jlja.jp
URL <http://jlja.lin.go.jp>